

**外国の法人税等の額の控除に関する明細書**

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人 名
------------------	--------------------	---------

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯-⑰ ⑱
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	年 月 日から 年 月 日まで	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑩)	②		年 月 日から 年 月 日まで	円	
	計 ① + ②	③				
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②))	④		年 月 日から 年 月 日まで		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		年 月 日から 年 月 日まで		
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		年 月 日から 年 月 日まで		
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		年 月 日から 年 月 日まで		
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉓)	⑧		年 月 日から 年 月 日まで		
	計 ⑦ + ⑧	⑨		年 月 日から 年 月 日まで		
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		年 月 日から 年 月 日まで		
⑩又は当初申告税額控除額	⑪		年 月 日から 年 月 日まで			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫					
法第321条の8第42項により 控除できる金額(別表7の⑧)	⑬		当期分			
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-⑦+⑧-⑨)	⑭			円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額(⑭若しくは (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は㉓)	⑮		計	⑫		

**各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細**

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑰	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑱	各市町村ごとに 控除する外国税 額等(⑰又は⑱ のうち少ない額) ⑲
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑳	㉑